

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格に関する事項）

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	11	IV	3	(1)	エ		応募者の構成等	設計のみ、もしくは建設のみを実施する企業が（ア）（イ）の要件をすべて満たす企業を1者以上含めることでよろしいでしょうか。	設計業務のみ、建設業務のみ、設計・建設業務のいずれも可とします。
2	入札説明書	11	IV	3	(1)	オ		応募者の構成等	「ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない」とありますが、特段の事情とはどのようなものが想定されますでしょうか。	社名の変更や会社合併等における変更を想定しています。
3	入札説明書	11	IV	3	(1)	カ		応募者の構成等	構成員又は協力企業は、事業実施者として選定されなかった場合でも、事業実施者の業務等を支援及び協力することは可能である（以下「本記載」）とされておりますが、事業実施者と競争関係にある他の応募グループの構成員又は協力企業が事業実施者の応募グループの構成員又は協力企業との間で、入札前後を問わず価格や技術情報に関する情報交換を許容する余地を入札説明書の記載にて残すことは、各構成員又は協力企業による独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法違反の防止を担保できなくなり、入札手続の公正を阻害することになるものと考えます。 したがって、他の自治体様の入札手続で示されているのと同様に、本記載は、他の応募グループの構成員又は協力企業が本事業に関連して事業実施者及びその構成員・協力企業から業務を請負・受託することを可能とするものではなく、必要やむを得ない場合に助言等ができることを記載しているにとどまるものと理解してよろしいでしょうか。	本規定のただし書きは、事業契約締結後、その段階になってから支援や協力が必要となった場合において、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業に支援を求める場合を指しています。よって入札説明書のとおりとします。 また、事業契約締結前の段階においては、ご指摘のとおり、別の応募者又は協力企業と価格や技術情報に関する情報交換をすることが公正な入札手続を阻害するおそれがあるため、別の応募者の構成員又は協力企業を様式第7-17号及び様式第7-18号に記載することは認めません。
4	入札説明書	12	IV	3	(2)	ア	(7)	共通の参加資格要件	新たに指名参加願いを提出する場合は、来年1月13日の入札参加資格審査書類受付期限までに手続きを完了させればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
5	入札説明書	13	IV	3	(2)	イ	(7) ③	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	③の竣工実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写真、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
6	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(7) ④	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	④監理技術者の専任配置について、入札参加申請時に資格者を確定させることは困難ですので、資格を有する者を入札参加申請時に複数登録し、その中から受注後に人選してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格に関する事項）

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
7	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(7) ④	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	④の監理技術者は資格を有する者を複数人挙げ、契約後に速やかに人選することによろしいでしょうか。また④の監理技術者とプラント工事の現場代理人は兼務可能でよろしいでしょうか。さらに④の監理技術者は設計製作期間と工事期間での交代は可能でしょうか。	前段はNo6をご参照ください。 中段は認めます。 後段について、工事期間中の監理技術者の交代は原則として認めません。ただし、監理技術者の不測の事態により交代する場合などはこの限りではありません。
8	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(7) ④	エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	④の監理技術者資格者証を有する者の現場常駐は、プラント工事着手時からよろしいでしょうか。	建設工事着工時から常駐してください。ただし、乙型JVにおいて各工事で監理技術者を配置する場合には、該当する工事の着工時から常駐してください。
9	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(1) ③	マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	③の竣工実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写し、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
10	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(1) ③	マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	③の実績はごみ焼却処理施設と一括発注（DBO方式含む）でも認められると解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
11	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(ウ) ①	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	①「建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。」とありますが、弊社は貴組合に対し、本社より入札・契約に関して委任された支店が入札参加資格登録を行っており、支店にて入札参加を予定しています。この場合、入札参加資格登録を除く建設実績、一級建築士事務所登録などの参加条件は、入札参加者（支店）への委任元である本社が備えていることで満足すると理解してよいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
12	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(ウ) ②	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	②に「建築設計」とありますが、9月12日公表の実施方針では「建築一般、建築積算」との文言でした。組合または構成市町において、「建築一般」もしくは「建築積算」の登録をしている者であれば競争入札参加資格を有するとの認識でよろしいでしょうか。	「建築設計、清掃施設工事又は機械器具設置工事」は「建築一般、建築積算、清掃施設工事又は機械器具設置工事」に修正します。
13	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(ウ) ③	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件	③の竣工実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写し、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格に関する事項）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
14	入札説明書	14	IV	3	(2)	イ	(ウ) ③	本件施設における建築物等の設計を行う者の要件 ③に「なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限り」とありますが、本要件は設計を行う者に対するものであるため、当該施設の設計業務契約をしたものを実績として提出すればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
15	入札説明書	15	IV	3	(2)	イ	(エ) ③	本件施設における建築物等の建設を行う者の要件 ③の竣工実績を証明する書類は、契約書の鑑またはコリンズの写真、パンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
16	入札説明書	15	IV	3	(2)	イ	(エ) ③	本件施設における建築物等の建設を行う者の要件 ③に「なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限り」とありますが、本要件は建設を行う者に対するのもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
17	入札説明書	15	IV	3	(2)	イ	(オ) ②	エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 ②の運営実績を証明する書類は、契約書の鑑およびパンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
18	入札説明書	15	IV	3	(2)	イ	(オ) ③	エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 ③の運営実績を証明する書類は、以下を以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。 ・廃棄物処理施設技術管理者の認定証の写し ・現場総括責任者としての経験を発注者が証した書類 ・現場総括責任者が従事した施設の契約書の鑑、パンフレット ・健康保険証の写し	貴社ご理解のとおりです。
19	入札説明書	16	IV	3	(2)	イ	(オ) ③	エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 現場総括責任者は企業が直接雇用して連続して3ヶ月以上雇用している者でよろしいでしょうか。	No18の回答をご参照ください。
20	入札説明書	16	IV	3	(2)	イ	(カ) ②	マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者の要件 ②の運営実績を証明する書類は、契約書の鑑およびパンフレットを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格に関する事項）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
21	入札説明書	16	IV	3	(2)	ウ	参加資格の確認	(ウ)～(オ)において記載の各期間において応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、選定または決定を取り消すとありますが、p11IV-3-(1)-オには「特段の事情があると組合が認めた場合は」構成員又は協力企業の変更を認めると読み取れる文言があります。特段の事情がある場合は、議決日までのいずれの期間であっても、構成員又は協力企業を変更することは可能との認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、特段の事情とは、No2の回答をご参照ください。
22	入札説明書 添付資料	添付-3	添付資料3				契約スキーム	共同企業体（JV）の結成について、甲型乙型、JV構成員間の出資比率については制限がないとの理解でよろしいでしょうか。	制限はありません。
23	入札説明書 添付資料	添付-3	添付資料3				契約スキーム	「建築物等の建設を行う企業」と「建築物等の建設を行う地元企業」が甲型JVを組成し、その甲型JVと「代表企業」が乙型JVを組成することは可能との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
24	入札説明書 添付資料	添付-3	添付資料3				契約スキーム	設計・建設業務を行う共同企業体の形式（甲型と乙型の組み合わせ含む）の指定はないものと理解してよろしいでしょうか。 落札者のうち設計・建設業務を行う各社で共同企業体を組成するスキームと読み取れますが、例えばプラント設備の設計・建設を行う企業と建築物等の設計・建設を行う企業が乙型JVを組成し、建築物等の建設を行う企業と構成市町内に本店を有する企業が甲型JVを組成することは可能でしょうか。 また構成社数の指定はないものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
25	入札説明書 添付資料	添付-24	添付資料9				入札参加資格審査に関する提出書類【正本1部】	A4縦左綴じ（左上クリップ留め）となっていますが、2つ穴のファイルで提出してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
26	入札説明書 添付資料	添付-24	添付資料9				入札参加資格審査に関する提出書類	提出書類が多くクリップ留めができない可能性があるため、パイプファイルに綴じこむ形での提出に代えさせていただくことは可能でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
27	入札説明書 添付資料	添付-24	添付資料9				入札参加資格審査に関する提出書類	表にて正本と記載のあるものはパイプファイルに綴じこむものを指しており、PDFと記載のあるものは電子媒体にて提出するという理解でよろしいでしょうか。（第2-1号様式についてはPDFファイル化した電子媒体での提出は不要との理解でよろしいでしょうか。）	貴社ご理解のとおりですが、パイプファイル綴じを規定するものではありません。No25及びNo26の回答もご参照ください。 また、第2-1号のPDFは不要です。

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格に関する事項）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
28	様式集 【word版】		第2-2号				構成区分	代表企業が業務を担当する場合でも、「構成員」と記載することによろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
29	様式集 【word版】		第2-2号	注)			特定建設工事共同企業体協定書	「特定建設工事共同企業体協定書の写しを、組合が指定した日までに提出すること」とありますが、入札参加資格審査書類受付期限（1月13日）まで、との理解でよろしいでしょうか。	特定建設工事共同企業体協定書の写しは、落札者が決定した後に締結する基本協定までに提出することとします。
30	様式集 【word版】		第2-2号	注)			様式第2-2号 応募者の構成	7. 地元企業の要件の注) で特定建設工事共同企業体の写しの提出は、来年4月7日の提案書と同時提出でよろしいでしょうか。 また指定書式がある場合はご教示願います。	No29の回答をご参照ください。 なお、様式に指定はありません。
31	様式集 【word版】		第2-4号～第2-10号				入札参加資格要件 確認書	「※各種税証明、登記簿等は、発行日から3ヶ月以内に取得したものに限る。」とありますが、「参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内に取得したものに限る。」との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
32	様式集 【word版】		第2-4号～第2-10号				入札参加資格要件 確認書	納税証明書（法人事業税と法人住民税）について、本社より入札・契約に関して委任された支店が本事業の契約者となる場合は、当該支店の納税証明書のみ提出すればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
33	様式集 【word版】		第2-4号～第2-10号				入札参加資格要件 確認書	上記質問に関連して、納税証明書については、写しを提出することによろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
34	様式集 【word版】		第2-4号～第2-10号				入札参加資格要件 確認書	業務を2者以上で構成する場合、少なくとも1者は全ての要件を満たす必要があるかと存じます。それ以外の会社については、満たしている要件についてのみ証明書類を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
35	様式集 【word版】		第2-4号～第2-10号				入札参加資格要件 確認書	上記の理解が正しい場合、全ての要件を満たす者は応募者確認欄の全てに○をつけ、一部要件のみを満たす者については証明書類を提出する要件に応募者確認欄に○をつけ、それ以外の要件については応募者確認欄は空欄でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
36	様式集 【word版】		第2-4号～第2-10号				入札参加資格要件 確認書	様式2-4から様式2-10にて提出する各種証明書類で、同一書類が複数の証明を兼ね重複する場合は、一部のみの提出とし、他は重複書類である事が分かるように記載の上、提出を割愛することは可能でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
37	様式集 【word版】		第2-4号				様式第2-4号 入札参加資格要件 確認書①	2. 当該業務を行う者の参加資格要件の③は、契約書やカタログ、④は監理技術者証、及び健康保険証のコピーでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格に関する事項）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
38	様式集 【word版】		第2-5号				様式第2-5号 入札参加資格要件 確認書①	2. 当該業務を行う者の参加資格要件の③は、契約書やカ タログのコピーでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
39	様式集 【word版】		第2-8号				様式第2-8号 入札参加資格要件 確認書①	2. 当該業務を行う者の参加資格要件の②は、契約書やカ タログのコピーでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
40	様式集 【word版】		第2-8号				様式第2-8号 入札参加資格要件 確認書①	2. 当該業務を行う者の参加資格要件の③の証明書類につ いて指定フォーマットをご教示願います。	任意の誓約書を提出してください。
41	様式集 【word版】		第2-9号				様式第2-9号 入札参加資格要件 確認書①	2. 当該業務を行う者の参加資格要件の②は、契約書やカ タログのコピーでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
42	様式集 【word版】		第2-10号				入札参加資格要件 確認書⑦	「構成市町内に本店を有することを証明する書類」と は、会社登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を指すとの 理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
43	様式集 【excel版】		第7-17号				設計・建設業務に おける地元発注金 額	「注4）記載する企業は、構成員、協力企業、下請企業 （二次下請までとし、金額は再下請金額を除く）とす る。」とありますが、設計・建設業務においては共同企 業体(JV)を元請とし、JVから各構成員・協力企業への発 注がある場合は、各構成員・協力企業が一次下請になる との理解でよろしいでしょうか。 また、入札説明書IV-3-(1)-エ(ア)、(イ)の要件を満たす 構成市町内に本店を有する企業をJVに含める場合、地元 発注金額としてはJVの元請金額ではなく、JVから対象と なる各構成員・協力企業への発注金額を計上するとの理 解でよろしいでしょうか。	共同企業体から各構成員・協力企業への発注は 想定していません。
44	様式集 【excel版】		第7-18号				運営・維持管理業 務における地元発 注金額	「注4）記載する企業は、構成員、協力企業、下請企業 （二次下請までとし、金額は再下請金額を除く）とす る。」とありますが、運営・維持管理業務においては、 特別目的会社を元請とし、特別目的会社から各構成員へ の発注がある場合は、各構成員は一次下請になるとの理 解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
45	その他						実施方針に係る質 問回答書	「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 実施 方針等に係る質問・意見書に対する回答書（令和4年10月 14日付）」の質問及び回答は、入札公告後の質問回答で 回答が改められない限り、契約条件として有効と考えて よろしいでしょうか。	「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事 業 実施方針等に係る質問・意見書に対する回 答書（令和4年10月14日付）」は、その当時の組 合の考え方を提示しただけであり、契約条件と しては、入札公告以降の書類が有効となります 。